

名古屋市蓬左文庫蔵『続学舎叢書』翻刻(十一)

狩 野 一 三二

今回は、「名古屋市蓬左文庫蔵『続学舎叢書』翻刻(十)〔あいち国文〕第十号、平成二十八年九月、あいち国文の会)に続くものである。今号では、『続学舎叢書』第三冊冒頭より翻刻を試みる。

冒頭に収録されているのは、勝野文左衛門延年撰『平士一騎用具略記』である。勝野延年については、『士林沂泗』と『尾張著述家綜覧』、『国書人名辞典』に記述がある。それらによれば、延年はもとは大沢無手右衛門の男で、のちに勝野武延の養子となっており、武延の女を妻としている。このあたりの先後関係は不明である。『士林沂泗』によれば、元文五年(一七四〇)九月十五日、養父武延の家領のうち、百石を賜り、尾張藩馬廻となった。また『尾張著述家綜覧』によれば、寛延元年(一七四八)には尾張藩書院番となっており、その後宝暦七年(一七五八)に致仕している。生

没年については記述は見当たらない。著作に『貫流目録』故実用捨』および『平士一騎用具略記』が伝わっている。

本書は「平士」(一般兵)の軍装について、単なる用語の説明というのではなく、実際に使用するにあたっての扱い方を説明している史料である。また、漢籍を参照し注釈を付している箇所もある。本書が成立しえたのには、勝野が馬廻、書院番といった、大将直属の戦闘護衛集団という性格をもつ役に付いていたことが大いに関係しよう。但し、実戦的用途というよりは、先行する書物の描写に基づくかと思われる説明が見られる箇所もある。また、書写の過程に於いてか、項目をとり違えているかと思われる箇所も見られる。

また伝本であるが、日本古典籍総合目録データベースによれば、写本が蓬左文庫および静嘉堂文庫に所在を確認さ

れている。このうち静嘉堂文庫本は未見だが、蓬左文庫本は『続学舎叢書』所収本とは大幅に内容が異なるものとなっている。本書を研究する際には、『続学舎叢書』所収本を含めた三本の比較検討が必須となろう。

【凡例】

翻刻にあたっては、底本にできる限り忠実であることを原則とした。但し、読解の便のためと印字の煩雑を避けるため、次のような処理を施した。

- 一、漢字は現在通行の字体に統一した。異体字や略字なども通行のものにした。但し、一部そのままにしたものもある。
- 二、誤字、当て字、送り仮名、仮名違いなどもそのままとした。
- 三、合せ字は、開いて表記した。
- 四、底本に稀にある濁点はそのままとした。
- 五、各丁のはじめに【一丁才】などと記した。

第三冊

【一丁才】

印記「小寺姓／玉晁文庫」、「蓬左／文庫」。

目録

一 平士一騎用具略記

一 柳生鏝之図

一 御幕之記

一 武芸極意

一 布施先生勸学

一 御勘定所留拔書

一 寺社方火消目印

【一丁ウ】

空白

【一丁才】

平士一騎用具略記 為通用俗字ヲ以記
正字案下二記又再三為穿記出書 (印記 [□□□])

張州 勝野文左衛門源延年撰

一 冑

甲冑 周礼注甲冑今之鎧也説文
冑冑鎧也韻會冑兜鍪也

・同緒古法ハ打緒ヲ用ユ平士ハ或大鞍ノシラヘヲ用ユ或晒半巾ヲ
卷込ケケテ用ユ色可依好長八尺計

・前立可依好

兜鍪

笠印家紋姓名等可依好大寸晒半巾長寸四半計也
初学記首鎧謂之
唐書同

一 甲 (頭注) (頭盔)

・クリシメノ緒打緒可也晒丸クケモ可也二重廻リヲ吉トスシメ様口伝

・諸箇

鎧 管子嚴尤所制者周礼註古
用皮謂之申今用金謂之鎧

鉦 広韻鎧也
今作甲

【二丁ウ】

一 小手 筒ハ不弁利也篠ヲ可用

釘 說文臂
鑿也

披膊 見武
備志 同書

臂罩 同書

臂膊

臂鎧

枝罩 コテ

一 袖

・袖印笠印同様大寸大概短冊程可也

肩罩 見武
備志

一 頬当

面頬半頬可依好面頬ヲ用トキハ鼻カケハツシ可也故面頬計
ニテ可ナリ

面具 和字

頬鎧 同

一 佩楯

伊与又ハ踏込等吉トス板ヲ用ユヘカラス

膝鎧 和字

脛衣 通用
脛楯 同

【三丁オ】

一 臙当

篠ヲ用ユ筒ハ不弁利也ヒモ付様口伝

臙鎧 和字

臙当 通用

一 下着

夏冬可有平服ヲ用ルモ可也

親着 和字

一 大帯

或中帯或丸帯ト云常ノ帯同前

一 小袴

夏冬可有但布ヲ用テ夏冬共ニ用テ可也

袴 ハカマ

一 脛巾

布一重ヲ用ユ上下共ニヒモヲ用ユボタンヲ不可用紐付様
口授

脛着

キヤハン
脚絆

【三丁ウ】

一 革指足袋 決戦二用ユ

韃 必

一 同甲掛 行軍二用ユ

一 鉢卷 布半巾ヲ五ツニ折テケケテ用ユ革ニテ中印
可有長サ二重廻リ

願卷 通用

抹額 紀元 鬢帽
事物

一 一具鞞

右ノ大指ニ腹革有ヘシ又メリヤスヲ用ヒテモ可也

鞞 說文射
背決也

碟 說文

決拾 毛詩
周礼

革抉 史記

決指

一 上帶

布一巾ヲシキ用ユ長サ二重廻リ中印可有
ウハオヒ

神 缸

一 糧器

袋ニテモ網ニテモコリニテモメンフ飯ツト等ヲ入籠キ布ヲ洪ニ染メ
両面ヨリ漆ヲ以梨打ニ塗テマクメンツニカフ弁利也

【四丁オ】

一 打ガエ

青銅良藥磁石赤針証印緒等ヲ入

橐 今云鼻紙入類ナリ

一 矢立

打カエニ納テモ可也腋胡籙ヲ帶スル者ハ腋ニ納ムヘシ

一 火打袋

打カエニ納テモ可也

一 燧囊

波地ニ製シテ漆ヲ以テカタメ用ヒモヤリ可依好

一 扇子

布ヲ用ユ血ヲ可留以良藥染ヘシ疵口ヲ可卷用意也

一 長手拭

布ニテモ木綿ニテモ可依好色ハ息合ノ以良藥可染也

一 小手拭

布ニテモ木綿ニテモ可依好色ハ息合ノ以良藥可染也

幌巾

垢取共

一 鼻紙 疊様納様アリ

疊紙共

一陣羽織 夏冬可有袖ナキヲ吉トス夏羽織薄物ヲ以製スレハ
裳羽織ヲ吉トス

具足羽織共

一指物 物頭以上ハ可為隨意其以下ハ
一役ノ指物ナルヘシ

捺物

【四丁ウ】

一同竿 其品ニ応シ製作有ヘシ

背旗竿

一脇引 用捨有ヘシ

一喉輪 近世ノ甲ニハ不用シテヨシ

一喉鎧 小具足 和名

一刀 或太刀或腰當或上帶サシ不依好長短可依好

一腰刀 脇差ヲ不用刀ト腰刀ト兩刀計ヲ用テ吉
長サ八寸ヨリ一尺位マテ平作

俗ニ鎧通ト云哉討刀鞘卷共

鎧印替鞘雨鞘等有伝雨鞘ハ捨鞘ト

一持鎗 書記シ置ヘキ所又口伝

一胄立 行軍ニ用ユ指物共ニ胄立ニ納ルモ有

一胴服 広袖ノ綿入羽織ノコトクシタテ小具足ノ上ニ着ス常ノ綿入
羽織ヲ用ヒテ可也

一蓑笠 蓑仕立有形蓑笠ヲ用ユ

一掛香 邪氣ヲ払又風ヲ去徳アリ総テ軍陳ノ服ニ縮緬ヲ
用ユヘカラス風ヲニ害アリ

【五丁オ】 貴人ノ具也平士不用ノ具也

一敷革 平士ノ用タリト云ヘトモ特具也用捨

一引敷

一水筒 用捨晒ノ小袋ニ梅肉ヲ入テ高紐ニ付代之

水器

一火筒 用捨火打具ヲ以テ代之

一草鞋 品々有ト云ヘトモ常ノ草鞋ヲ用ルヲ吉トス基地ノ鞋ヲ
用ユヘシ

一再拝 分限ニ依ルヘシ平士不用組文配有者ハ用意ス可也

采幣 左以波以 万葉

一証印箱 長二寸許巾其人ノ印判ニ応ス竹ヲ以テ製シテ可ナリ
木ヲ用ハ楊ヲ以テ製セハ証印札ト云札ノ表ニ主家并ニ
我姓名ヲ記シテ印判有ヘシ用方口授

右甲胄ハ近世亂暴ノ品ヲ以テ云製作披甲繁多ニシテソノ
品々ヲ記カタシ平士一足一本ノ品計ヲ記ス

【五丁ウ】

馬具

一鞍 作ノ鞍最上タリト云ヘトモ至テ得カタシ并関信重平尾東條等ノ
形ヨキヲ用テ可ナリ

一鎧 作ノ鎧作ノ鞍ヨリ猶更得カタシ岩崎掛又ハ
尾州大野掛鉄鎧用テ可ナリ

一四方手 鎧四方手ハ飾馬ノ具也ムスヒ四方手吉法タリト云ヘトモ切レタルトキ
修ニ覆ナリカタシ練四方手ヲ用ユ又銅切抜四方手吉ト云ヘトモ重クシテ害有

一鞍 鞞 鞞

一切付肌付 毛氈^シ肌布肌不用ツクモ肌ヲ吉トス腰帶ヲ通ス穴
大キナルヲ吉トスニ重腰帶ヲ用ルトキノ為也

・力革三枚切廻シヲ吉トス逆籠

・馬置如常中ノ穴大キ成吉シ

・居木繩季ヲ以至テ和リナウ可シ

一鞞 鞞 鞞

一下掛 疊ノ表一枚ヲ以肌付ノ形ニ少大ク切り布ニテヘリヲトリ
用ユ但普通リ商ナリニスヘシ馬ノ背ヲ助ル為ナリ

一轡 馬ニ応テ太細輕重難決

一 手助 鉄ノ手助ニテモ糸房ニテモ可依好

轡束 紳

【六丁才】

一 押掛 糸押掛厚房等ハ真ノ具也平士ハ麻ニテ組ム或仙台箱根崎池田等ヲ用毛類ノ押掛不可用

俗ニ二カイトモ云

一 鞞 繻 繻 鞞 鞞 当脰 縷 鞞 鞞

一 障泥 板アアリ或毛皮可依好

一 同緒 何ニテモ可依好

紐トモ

一 手綱 麻長一丈二尺ヲ用ユ長キハ口伝有二重手綱續更長ヲ用又童スカリト云有伝口授

一 腹帯 クリシメハ細キ鞞ヲ十余筋ヨセテ機ノ如續ニ縫ヒ環ヲ付テ用ユ如常

クリシメトモ云当世ノ腹帯是也真ノ腹帯ハ二重腹帯也

鞞

一 腹当 如常冬ハモメンヲ用ユ夏ハ布ヲ用ユル吉シ然レトモ夏冬トモ本綿ニテモ可ナリ

【七丁才】

勒肚巾

一 沓卷 木綿ヲサシテ用ユ如常伝云沓卷ナキトキハ青草ヲ巻テ沓ヲ可打

一 沓 草鞋同様詰目々有トイヘトモ常ノ草沓ヲ用テヨシ

一指繩 長サ一丈二三尺〇如此廻リナリ指楯口授

一 駄覆 夏冬有ヘシ伝ニ四季共ニ或菅ニテモ狐ニテモ畳ノ表ニテモ芝ニテモ如蓑編テ用ユ寒ヲ防キ暑ヲ防クト云

一 三尺繩 用捨指繩ヲ用トキハ三尺繩ニ及ス

一 鞞 真ノ鞞ヲ用ルヲ吉トス然共竹ノ根策ヲ用テモ可ナリ其ノ鞞製作有伝

或策トモ按ニ竹ノ根策ヲ云鞞ハ真ノ鞞ヲ云カ

一 洗轡 常用ル通ナリ

【七丁才】

一 立ゴ 常用ル通ナリ又鉄クサリ用ルモ吉ト云ヘトモ重クシテ害アリ其ノ書數多

旅タテゴヲ用ルモ可ナリ

一 立繩 常用ル通ナリ

一 馬衣 常用ル通也季馬衣又ハ本綿トモ第一腹当可有

一 馬柄杓 常用ル通ナリ

一 馬襦 常用ル通ナリ

一 馬槽 常用ル通ナリ

一 馬足洗 用捨民屋ノ手洗ヲ取テ用モ可也然トモ法令嚴重ナレハ民屋ノ物ヲ取コトヲ禁ス願フ以テ求ハ可ナランカ然トモ押買ノ風評モ寬束ナケレハ如何時ノ軍中法令ヲ糺職ニ相理シテ可依時宜其奈ノ雜物竹木薪等石ニ可准

一 早鞍 仕掛口授

一 從者之具 從者番具用意ナキトキハ平日所用ノ火事羽織ノ袖ヲ解キ法被トシテ用ヒテモ可ナリ

一 洞 鉄胴或置胴從者用ユヘシ

一 笠 或革練或絹可依好銅笠ハ鍋ノ代リニ用ユルニ吉然トモ舊著ニ難堪雨天相乘テ笠ヲ用テ吉

一 小手 通例

● 笠印有ルベシ

● 練シメノ緒布丸クニテモ打緒ニテモ或草繩ニテモ

● 鞞印有ルベシ

● 鞞印有ルベシ

● 鞞印有ルベシ

● 鞞印有ルベシ

一 膳当 篠ニテモ或浦ニテモ蒲藪ノ木ノ皮ニテモ

一股佩徑巾 股佩徑巾仕付ヲ不用
其者共ノ常ノ帯ヲ用ヒテ可也

一本帯 布ニテモ木綿ニテモ三重廻リ五ツニ折テ用ユ帯刀ノタメナリ

一上帯 上下同様

一鉢巻 網ニテモ袋ニテモコリ等ヲ入ル

【八丁才】

一 打ガエ 木綿又ハ布ノサイフヲ用ユ背舞火打ノ具等ヲ入ル
ネシ和中ノ如シテ三尺手拭ニ兼テモ可ナリ

一 蓑 笠ハ相兼テ用ユ

一 刀脇差 其者共ノ道具ヲ用ヒテ可ナリ然トモヒキハダテ目印有様ニ
一同ニ用意スヘシ刀脇差番具ヲ用意セハ猶可也然トモキハ
刀ハ二尺三寸ヨリ四寸迄小刀ハ九寸一尺一寸位迄可ナリ
脇差計ノ從者ハ一尺八九寸二尺位可ナリ小刀ハ短キ
山刀ヲ用ヘシ

一 腰印

布一中ヲ一尺四五寸ニモ切り印ヲ書テ長サ三尺計ノ竹ニ付テ
腰ニサ、スヘシ平太馬印ヲ用ヒサレハ吾馬ヲ尋ルニ煩シ故右腰印
ヲ口付ノ者ニサシ上サセコレヲ目当尋寄ヘシ又口付ノ者ハ主人ノ
差物ヲ目当ニ尋レハ主人ト馬ト行達ヲ可キ也故從者ニハ
腰印ヲ用ヒストモ口付ノ者ニ必可有

一 扇子 馬幟 馬印 正字
龜末ナル油扇ヲ用ヒテモ可ナリ

右從者人数多少ハ分限ニ可応

【八丁ウ】

一 小屋具 食具トモ此篇ニ加
家紋等可依好員數可応分限

一 同串 略シテ細竹ニ折釘ヲ打テ下ヲハスニキリ用ヒテ可ナリ
転シテ便利ナリ

幕標

一 置小屋 カクノトウ類ヲ用テ可ナリ

一 洪紙 四角ノ外四方二尺程ツ、隔ミヌヲ設ケ置ヘシ
飯小屋ノ用意ニ可ナリ

一 鎌 從者ノ腰ニサ、スヘシ鎌馬口付ノ者腰ニサ、スヘシ馬ニ胸ヲヘキ草ヲ
刈又番ヲ切ニ用ル為ナリ又馬ニ鎌ヲ添フ徳アリ口授番切鎌ハ
別ニ小形ニ推用意スヘシ

一 鉈 從者ノ腰ニサ、スヘシ此器類別ニ用意ニ不及常々ノ用ヲ以テ代之

一 鋸 同

一 斧 鉄ニテモ同

【九丁才】

一 大槌 大槌用捨ハ斧ノ棟ヲ以テ代之
此器別ニ用意ニ不及常々ノ用ヲ以代之

一 マチ杭 同斷

一 鉄槌 同斷

一 鋏 同斷

一 鋤 同斷
組入鑊メシツホ品々納ム此桶ヲ以テ水ヲ汲水ヲ入置又馬
フネニモ用ユ

一 荷桶 秘法數多アレトモ要用ノ火薬ヲ明松ニツイヤシ砲術ノ害
ナルヘシ故ニ竹明松ヲ專ト古キ栝竹ニ松ノ材等ヲ加テ用
ヘシ風雨ニ消サレモノ也猶雨ヲ防カントナレハ古キ桐油ヲ以テ竹ノ
束タル上ヲ包テ可ナリ

一 明松 ツイマツ和名 ハシラマツ和名 家ニ火ヲ懸ルヲ大明松ト云柱松ハ是ヲ云ニアラス
明松ノ内ニ大キナルヲ柱松ト云

一 炬火 統松 柱松
箕櫃ニテモ荷櫃ニテモ可依好併荷櫃ノ方可也内ノ方ヨク漆
ニテ堅可塗陳屋ニテ水ヲ入置為故放電販賣ヲ不可用小屋ニ

一 具足櫃 水用意尤飲水火防ノ用意也具足櫃ノ内布ニテモ木綿ニテモ櫃ナ
ソノ袋ヲ仕立此内へ甲冑小道具トモ納メ口ヲヨクク、リ櫃ニ納ヘシ急事ニハ
袋ニテ可持也且櫃大破スルトモ内ノ用具散乱セサル用意ナリ

【九丁ウ】

一 同覆 引廻シ継覆ノ方為可也不意宿陣ノトキ敷物ニ用ル為也又
障泥ヲ敷物ニ用テモ可ナリ

一 從者具 明ケ荷葛籠ニ入ル可ナリ駄荷ニヨロシ番具一領ノ小道具添袋ニ
入レ其者共ニ背負スヘキ手当ナリ

一 粮 三炊一食ノ法ヲ可用也其外干飯古代ハ 枯飯ト云 用意アルヘキ也

右小屋具食具等ハ人数依テ多少有ルヘシ御軍役并御扶持方等ノ御定ニ依テ可決之右小屋ハ普請

奉行ヨリ割渡ス可キ事也飯小屋ト云ハ不意ニ宿

陳スルトキ急ノ手当也

一 其職分限ニ応テ長柄弓矢鉄炮玉葉旗金鞆

等用意有ヘキ也

【十丁オ】

一 小荷駄

員數ハ御軍役御定ノ通也馬私底ノトキハ小荷駄一匹分ニ人足四人ト御定ニミエタレトモ四人ニテハ一駄ノ荷物持カタクシ一疋分人足八人ニテ相叶フカ
猶吟味ノ事
口付ノ者法按可也山刀或海符刀等用テ可也常ノ
火事羽織ノ袖ヲ解テ用ヒテモ可也小荷印從者ノ
腰印同様

伊勢物語東下りの篇に八ツ橋の辺にて

からころもの哥ありて辞云かれ飯の上に涙を

落してほとひにけり

引古哥

旅つとに持るかれ飯はらくと

涙そこほる都思へは

又

【十丁ウ】

家にあれはけに盛飯を草枕

旅にしあれはしみの葉に盛

上古の風俗すへて如此官位ある人すら然り

況や武士においてをや

【十一丁オ】

一 平士一騎用具略記追加

從者番具之弁

一 説曰從者番具ハ不及用意下賤ノ者ナレハ決戦ニ至テ速ニ

ニケ

走ルシカモ番具ヲ以テ路用トスレハ猶更ナリ故ニ平日用

ル所ノ

火事羽織ヲ法被トシテ用テ吉ト云

一 説曰番具ハ輕クシテ從者ノ勞レサルヲ第一ト云

一 説曰番具ハ重キヲ吉トスト云下賤ノ者ナレハ重キハ強キ

ト心得テ

ヨク進ムト云故紙練ニテモ砂ヲ入テモ重キヲ吉トスト云

一 説曰番具ハ腹当ノ如ク前計ニテ後身甲ナク製テ用ルトキ

ハ

身甲ヲタノミテ進ミ後ノ身甲ナケレハ是ヲオソレテ引コ

トウスシト云

且一人ノ番具ヲ前後ニ製スレハ一人ノ具ノ料ニテ二人ノ

具出来スト云

一 説曰番具ヲ用ル不用ノサカイ治乱ニ可依也乱国決戦

何様ニ見苦シクトモ身輕ニ出立ヲ吉ト云ヘトモ治国ニ若

隣

【十一丁ウ】

国ニ変事有テ境目カタメ又城ノ請取渡シ明城在番等
勤ルトキハ從者ニ至ルマテキラヒヤカニ出立サレハ不宣
タトヘハ火消ニ
出ル者ハ何様ノ形ニテモ可也東武ノ火消トビノ者等ノス
足
裸身ニ法被ヲ一ツ着シテ出ルニ同シ又風烈等ノ刻城下町
小路ヲ
巡見ノトキ從者迄火事装束ヲキラヒヤカニナケレハ見苦
キヲ以テ可
知ナリ依必用意可有也
一 治世ニ甲冑ヲ見テ皆人云如此重キ堅キ物ヲ着シテハ身ノ
ハタラキ成間
敷ト云見ナレサレハ尤也タトヘハ大暑ノ日冬ノ服夜具火
桶等見ル心
ナルヘシ又若乱世ニ是ヲ見ハ極寒ノ夜夜具火燵等ヲ見タ
ル思ヒ
ナルヘシ是等ヲ思ヒ治乱ノ人情ヒトシカラサルナリ仍テ
武事ヲ
云トキハ乱国生死ノ境ヲ極メ考サレハ相違可有也乱国決
戦生死
決断ノ氣涯ヲ以テ可有吟味事也

【十二丁オ】

追加

具足餅飾之伝説

在古伝未詳或亀ノ神門ノ神ヲ初トシテ其品々ノ神ヲ祭ル
ト云

或ハ甲冑ニ不限刀鎗弓矢万ノ武器ヲ集メテ是ヲ祭ル故甲
冑而已ニ

限ラサレハ甲冑ノ鏡餅ト不唱惣テ武器具足シタル処ヲ祭
ヲ以具足ノ鏡餅ト称ス

一説ニ曰ハ幡宮ヲ初メ惣テ武神ヲ祭ル鏡餅ト云然ラハ
備ルニモ又開祝ノ日モ至テ清火スヘキ事也

或家ノ先例ニ曰鏡餅ヲ開クノ日弓矢ヲ以テ其鏡餅ヲ
試テ不徹ヲ堅ト称シテ祝之又云銚ヲ以鏡餅ヲ割り

不割ヲ堅ト祝フ

或家ノ説ニ曰鏡餅ヲ開ノ日鏝ヲ下シ菱餅ヲ湯ニヒタシ
其上ニ小豆ノ煮熟シタルヲカケ再具足ニ備趣意ハ

【十二丁ウ】

菱ハ劍ナリ勝負ニ及テ敵ヲ討テ劍ヲ血ニ染タル体ナリト
称シテ祝之鏡餅ヲ備ルハ鏡ヲ以テ玉トシ菱ヲ以テ

鋒ノ体トスト云

一余父武延申伝ヘシ趣ハ幡宮ヲ初武神ニ奉備ニモ非スマ
タ

武士ノ調度タルニ依テ備ニモ非ス甲冑ハ其ノ主ノ形代ナ
カクシゴ

リ
且其主ノ心魂ヲ納ルノ器タレハ社トモ云ヘキ也因テ我居ル所ノ

鏡ヲ具足ニ備也故ニ是ヲ開祝スル日モ子孫弟姪及配下アル人ハ是ヲ集メ末家来ニ至ル曾テ父兄叔伯ヲ請待セサルハ我居タル鏡ナレハ我ヨリ上タル人ニ奉ラン事ヲ恐憚

テナリ是ヲ以考フルニ此説本拠アリト雖モ世ニ通テ云ニモ非ス
其家々ノ先規ノ礼ニ任セテ可也余ハ父カ遺訓ニ任セテ是ヲ用ル而已

【十三丁才】

鎧着初之伝記

在着初ト云ハ武家子孫十五六歳十七歳ノ春迄其人相応ノ甲冑ヲ用意シ或議或新製右年齢ニ及テ是ヲ執行フ

一 鎧親ハ鳥帽子忠臣勇猛ノ人ヲ撰テ可頼之

一 鎧親ノ饒別ハ襖袋或練シテ上帯等ノ内可也襖袋ハ日本武尊

東夷御追討ノ節御叔母姫尊ヨリ參ラセラル、例ナリ

一 吉日ヲ撰ス己丑ノ日大吉日ナリ戊子ノ日次之戊午ノ日次之戊辰ノ日次之戊申ノ日次之己卯ノ日次之己酉ノ日次之乙亥ノ日次之

一 吉方其日ノ支ヨリ九支ニ至テ大吉方ナリ陰陽家ニ云玉女ノ法然共

其日ノ支ニ依テ子ノ方丑寅ノ方若九支ニ當ラハ勘考

【十三丁ウ】

有ヘシ俗ニ從テ其年ノ恵方モ可ナランカ

一 甲冑ヲ着シ両刀ヲ帶シ箠ヲ負碁盤ハ勝負ヲ決スルノ具ナレハナリ碁盤ニ腰ヲカクベシ

一 所用ノ取肴○ウチアワビ○勝栗○混布此三種ヲ用ルハ常ナリ

○其時ニアル所ノ香ノ物ヲ大ニ切テ一種大功ノ者ト云心也○田作

治國五穀成就ノ懸念也右五種ヲ以テ物トシ盃事有ヘシ

一 右調テ第一神前ニ拝シ鎧親ニ礼ス扱父アル者ハ父ニ礼ス其余集

タル親族ニ礼ス且先祖代々ノ靈前ヲ拝ス

右調テ母ニ対面ス是凱陳ノ心也母タリト雖トモ出陣ニ婦女ニ対面スベ

カラス其身ハ勇猛タリト雖モ婦人ノ愛情ニ依テ親子ノ間タレハ

自然ニ心後ル、事モ有ンヤ依テ是ヲ禁スト云

一 鎧着初ノ故実ハ実朝卿着初ノ例東鑑ニ見ユ長ニ依テ略之一着初調テ満座ニ饗応ノ式古代ノ如ク至テ質素有ヘキナリ或説ニ云古代ノ式左ニ記ス

【十四丁才】

折敷



今俗ニ云モツソニテ盛是ヲ飯碗ニ附

蓋ニハ汁ノ碗ヲ掩ヒ扱勝手ヨリ赤味噌汁

ニテイチャウ大根ヲ煮テ鍋共ニ持出飯

碗ニ掩ヒタル汁ノ碗ニ是ヲ盛

右献立三川御時代ノ古法ト家伝也大久保彦左エ門物語ノ

由

一 古代饗^{アルシマウケ}応ノ様一献ウチアワビニ献エビ三献カイモチイ

ニテヤミヌ

トミヘシ又土器ニ味噌ノ付タルヲ肴トシテ数献ニ及奥ニ

入ラレハヘ

リキナント見ヘタリ今ノ世ノ人カ、ル有様ヲ知ラサルニ

ハ非サレトモ

世ノ俗籠抹非礼ナランカト恐テ典拠奢侈ニ及ト見エタリ

【十四丁ウ】

一 荷矢箱

右可納矢并小道具惣矢数何程惣貫目何程

可納矢或要用或羈旅或狩場事ニ依テ加彼去彼ノ用捨數多也

故ニ矢數貫目難相積其事ニ依テ其品ヲ集テ惣貫目ヲ積ルヘキ也

一 鉄炮玉藥箱

右玉納玉藥小道具火繩是等ノ惣貫目積リ三匁五分筒

何放分可納ヤ積ノ事

一 火繩

右火繩長日短矢^夜又短日長夜一時ノ内ニ何尺何寸タツノ積

り竹火

繩檜火繩木綿火繩其品々ニ利害アリ火ノタチアシ其品ニ

依

遲速有事長キニ依テ此後ニ記サス

(かりのひとみ)